

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第9回）

日時：令和8年2月16日（月）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
墨田清掃工場リニューアル事業

【審議資料】

資料1 「墨田清掃工場リニューアル事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

<出席者>

会長 片谷委員

第一部会長 山下委員

荒井委員

飯泉委員

尾崎委員

玄委員

速水委員

水本委員

山口委員

(9名)

白石政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和8年2月16日

(事業名称) 墨田清掃工場リニューアル事業

1 選定した環境影響評価の項目 8項目 (選定した理由 p.156～158)

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物、温室効果ガス

【廃棄物】

工事の施行中における廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測するとしているが、本事業は既存の建屋と煙突外筒を補修のうえ再使用し、内部のプラント設備や煙突の内筒等を更新する事業であり、従来 of 建替更新とは異なることから、施工計画を詳細に検討したうえで適切に予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 9項目 (選定しなかった理由 p.159～161)

水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「墨田清掃工場リニューアル事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	4 件
合 計	4 件

2 周知地域区長からの意見

【墨田区長】

本環境影響評価調査計画書について、本区として特段の意見はございません。

ただし、本事業の実施に当たっては、当該環境影響評価調査計画書に記載された方法に従って調査、予測及び評価を確実に実施するとともに、関係法令及び条例等を遵守し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう万全を期していただくようお願いいたします。

また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、新たな環境への影響が判明した場合には、速やかに適切な対応策を講じていただくようお願いいたします。

【江東区長】

(全般事項)

- ① (p20) (6)緑化計画にて、緑化に関する基準を示しているが、既存施設における現行の緑化面積についても追加すること。また、緑化に当たっては、周辺の植生を踏まえた上での緑化を検討されたい。
- ② (p86, 87) 6.1.9において、計画地及びその周辺地域における過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の公害苦情件数については示されているところではあるが、墨田清掃工場に対する苦情についても、明らかにされたい。
- ③本リニューアル工事前後において、調査項目に係る工場の性能にどの程度差があ

るのか、示されたい。

- ④調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- ⑤周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進捗等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。

(大気汚染)

- ① (p94) 6.2.1(1)オにおいて、江東区では、大気中の光化学オキシダントについて環境基準が達成されていない状況であることから、環境影響評価を実施するにあたっては以下の事項に留意されたい。
 - ・工事の施工中及び完了後における関係車両の走行に伴う大気汚染物質の挙動については、本区亀戸地区に与える影響が懸念されることから、同地区の道路構造、渋滞予測等を考慮した環境影響評価を実施すること。
 - ・関係車両の走行に伴い発生する大気汚染物質の排出負荷の削減に努めること。

(土壌汚染)

- ① (p157) (4) ア「過去に汚染土壌の覆土処理を行った記録があることから」とあるが、過去に処理された覆土の厚さについて、追加すること。また、「本事業では汚染土壌収容位置は掘削せず、植栽の入れ替えのみ行う。」とあるが、覆土部分に留まるのかについても、追加すること。

(廃棄物)

- ① (p148) 6.2.16(1)において、建設工事で発生する廃材等の廃棄物については、減量化およびリサイクルに努めること。
- ②建設工事で発生する廃棄物に加え、工事従事者の飲食に伴う生ごみや容器類についても、発生の抑制、資源としての有効利用を図り、ごみの減量に取り組むこと。

(温室効果ガス)

- ① (p79～85) 6.1.8 における、環境保全に関する計画等に、東京二十三区清掃一部事

務組合にて策定している「東京二十三区清掃一部事務組合地球温暖化対策に関する基本的な方針（令和7年3月13日）」を列挙するとともに、p152(2)に上記方針に基づいた施策の方向を追加すること。

【葛飾区長】

(1) 全般事項

ア 当該事業の実施にあたっては、法令に基づく手続き等の遵守を徹底するとともに、地域住民の意見を十分に尊重し、区および関係機関との協議を重ねながら、環境保全対策に万全を期されたい。

イ 事業計画の具体化により選定した環境影響評価の項目以外について環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、環境影響評価の項目に加えられたい。また、調査等により予測を超えた範囲に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、迅速に対応されたい。

【江戸川区長】

1 予測・評価項目としないとした「騒音・振動項目での低周波音」についても、具体的な事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

2 水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の9項目については、具体的な事業の進捗により、これらの項目が環境に影響を及ぼすおそれが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

3 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和8年1月14日に「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【廃棄物】

工事の施行中における廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測しているが、本事業は既存の建屋と煙突外筒を補修のうえ再使用し、内部のプラント設備や煙突の内筒等を更新する事業であり、従来の建替更新とは異なることから、施工計画を詳細に検討したうえで適切に予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和8年1月14日	調査計画書について諮問
部 会	令和8年2月16日	<p>環境影響評価の項目選定及び項目別審議</p> <p>【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物、温室効果ガス</p> <p>【選定しなかった環境影響評価の項目】 水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場</p> <p>総括審議</p>
審議会	令和8年2月	答申(予定)